

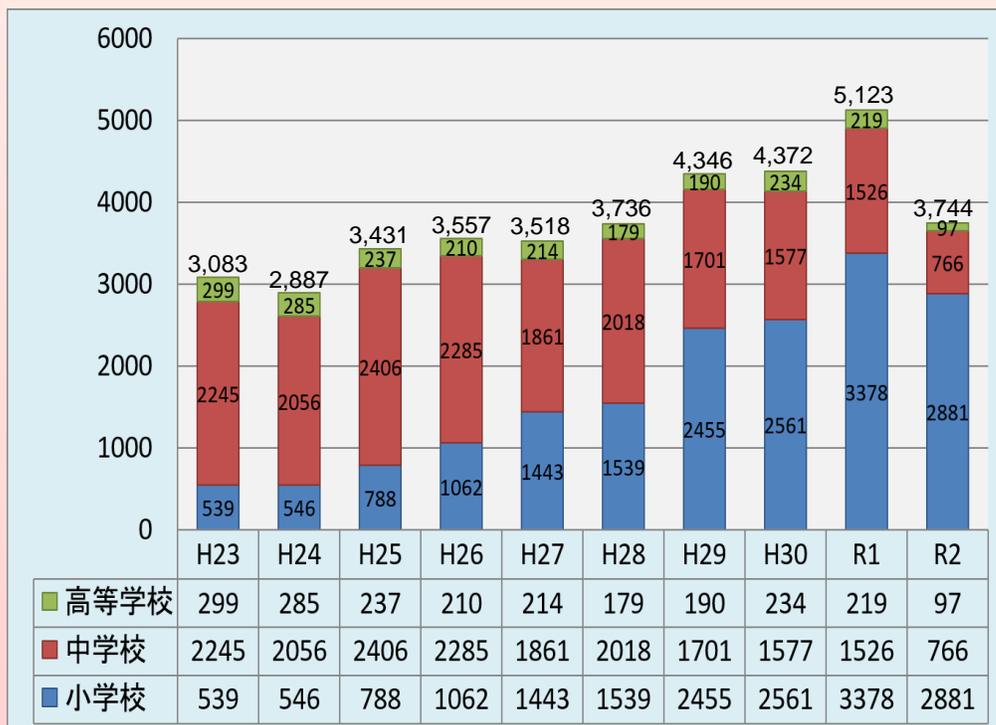
教職員向け生徒指導パンフレット

# 児童生徒の暴力行為の現状と対策について



## 1 千葉県における暴力行為の現状

暴力行為発生件数の推移



過去10年の中学校及び高等学校における暴力行為の発生件数は、年々減少傾向にある。しかし、小学校においては、増加傾向にあり、暴力行為の低年齢化が課題となっている。【左図参照】

小学校の暴力行為について、児童同士のけんかにおいて、少しでも手が出た場合に、生徒間暴力として、しっかりと計上するなど、重大な事態に至る前に、軽微なものも見逃さずに積極的に対応していることが発生件数の増加につながっている側面がある。

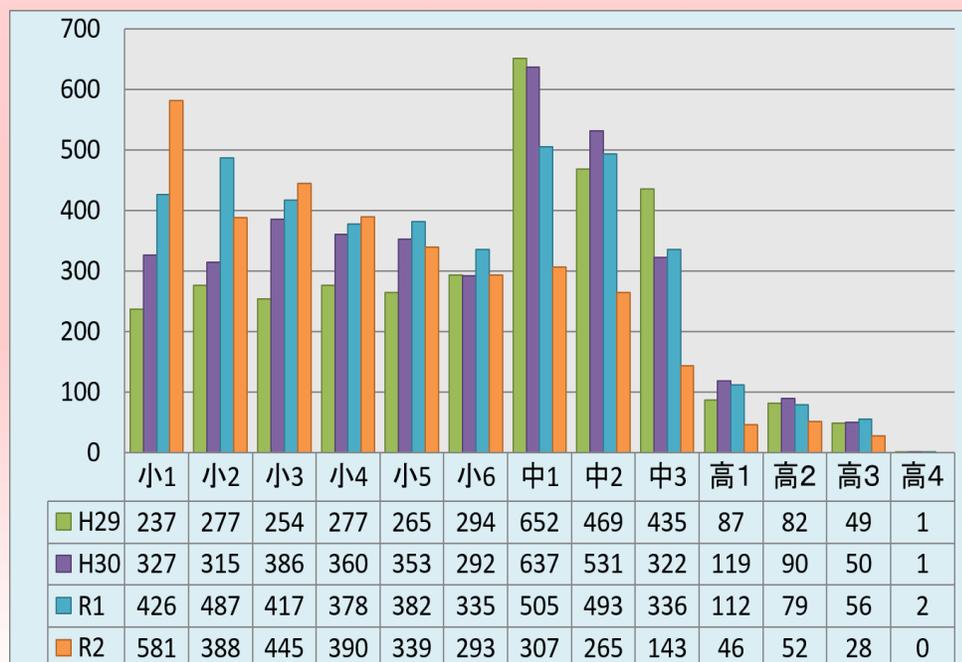
一方で、同じ児童が複数回行っている事例も多数報告されており、小学校入学段階からの暴力行為防止の取組が益々重要となっている。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
千葉県公立小中高等学校のデータより

学年別加害児童生徒数の推移を見ると、小学校低・中学年において増加傾向が見られる。中学校に入学すると増加するが、学年があがると減少していき、高等学校では、さらに大きく減少していることから、暴力行為が発達段階や心の成長と大きく関係していることがわかる。【右図参照】

小学校での暴力行為の増加について、スクールカウンセラー等に聴き取りを行うと、感情のコントロールがうまくできない児童が増加しているように感じるとの声が寄せられている。また、少子化等の影響により、幼児期から他の子どもと接触する機会が減少していることやゲーム機等により一人で遊ぶことが多くなり、さらにそれを促進していること、また、ゲーム機やアニメなどで暴力的な映像等に触れる機会が多くなっていること等が理由として挙げられている。

学年別加害児童生徒数



## 2 指導に当たっての基本姿勢

暴力行為は、児童生徒が安全・安心に学ぶための環境を確保するためには、絶対にあってはならず、学校の秩序を乱すことに繋がります。暴力行為が発生した場合には、毅然とした態度で加害児童への指導に臨むことが必要です。暴力行為防止のチェックリストを作成し、定期的実施する等により、小さな問題行動等を見逃さず、教職員の共通理解を図っていくことが必要です。

### 「規律ある明るい学校環境づくり」に示した以下の対策を実施する

【対策1】暴力行為チェックリストを活用する

【対策2】児童生徒の一人一人の実態の把握に努める

【対策3】生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

【対策4】学校教育全体で道徳教育の充実を図る

【対策5】体験活動を通じて、社会性やコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係づくりをすすめる

【対策6】美しく安全な校内環境を整備する

【対策7】あいさつ運動や登下校時のパトロールを実施する

【対策8】暴力行為防止のためのネットワークを形成する

【対策9】サポートチームを編成し、特定の児童生徒への支援を行う

【対策10】犯罪行為の重大さを考える機会を設定する

### 本パンフレット

「児童生徒の暴力行為の現状と対策について」を活用する

「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用  
千葉県教育委員会のホームページよりダウンロードして下さい。



#### 【対策1】

暴力行為チェックリストの作成・活用を通して、自校の状況を把握する

#### <最重要>

1 暴力行為防止チェックリストを作成し、定期的実施する。

- ・ 「小さな問題行動等を見逃していないか」「教職員の共通理解・共通行動ができていないか」という視点で作成する。
- ・ 学校生活の節目ごと定期的に、全教職員により実施する。

具体的な  
取組例

2 集計結果を検討し、全教職員へ周知・徹底する。

- ・ 生徒指導委員会等で、集計結果を「教職員の共通理解・共通行動ができていないか」という視点で検討する。
- ・ 職員会議等で、集計及び検討結果の全教職員への周知・徹底を図る。

3 自校の状況を把握し、指導のポイントを明確にする。

#### 留意点

- ※ 参考例を提示しましたが、学校の実態に合わせ、「登下校時間」「休み時間」「給食時間」など、児童生徒の学校生活の節目ごとのチェックリストを作成する方法もあります。
- ※ 既にチェックリストを作成・活用している学校は、内容を確認した上で、既存のチェックリストを活用してください。

#### 【暴力行為防止のためのチェックリストの参考例】

<あてはまる…1、ややあてはまる…2、ややあてはまらない…3、あてはまらない…4>

	チェック項目	チェック欄
登下校	朝、帰りのあいさつができています。	1 2 3 4
	登下校時間を守っています。	1 2 3 4
	交通ルールや乗車マナーを守っています。	1 2 3 4
	服装は適切である。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
授業中	始めと終わりのあいさつができています。	1 2 3 4
	チャイム着席が守られています。	1 2 3 4
	授業開始時に机や椅子が整頓されています。	1 2 3 4
	授業開始時に授業道具が用意されています。	1 2 3 4
	服装は適切である。	1 2 3 4
	発言や話し合いの仕方など、授業の約束が守られています。	1 2 3 4
	かばんや持ち物がロッカー等に整理整頓されています。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
休憩時間	児童生徒の言葉遣いは乱れていない。	1 2 3 4
	プロレスごっこ等暴力行為に等しい遊びをしていない。	1 2 3 4
	校舎内で走り回る児童生徒はいない。	1 2 3 4
	壁やドアをたたいたり蹴ったりはしていない。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
校内整備	通学用自転車が発車置き場に整頓されています。	1 2 3 4
	下駄箱の靴等が整頓されています。	1 2 3 4
	校内掲示が適切に整備されています。	1 2 3 4
	廊下や階段などにごみが落ちていない。	1 2 3 4
	トイレが清潔でトイレトペーパーが常備されています。	1 2 3 4
	手洗い場が清潔で石けんが常備されています。	1 2 3 4
	清掃用具や体育用具が整理整頓されています。	1 2 3 4
	部活動の部室や活動場所が整理整頓されています。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
生徒指導	トラブル発生時、複数の教員による迅速な対応ができています。	1 2 3 4
	児童生徒を指導した場合、指導を完了させています。	1 2 3 4
	他学年の生徒指導の様子を把握しています。	1 2 3 4
	生活ノート等を活用して児童生徒の家庭での様子を把握しています。	1 2 3 4
	教職員は乱暴な言動をしていません。	1 2 3 4

※ 上記は参考例である。学校の実態に合わせ、「給食」「清掃」「放課後」などをチェックリストに加え、児童生徒の1日の生活をイメージして作成する方法もある。

※ なお、作成にあたっては、校内研修等の一環として全教職員で話し合い、暴力行為防止への教職員の意識高揚にも努める。

# 3 暴力行為をしてしまう児童生徒の理解

監修 千葉県スクールカウンセラースーパーバイザー 森 真琴

## (1) 暴力行為に及んでしまう児童生徒の特徴 ～不安感情を抑えられない・処理できない～

- ①発達障害の特性・傾向を持つ児童生徒
- ②家族関係が希薄・家庭に安全な（落ち着く）場所がない児童生徒
- ③養育者との愛着関係が十分に築けていない児童生徒（ネグレクト等）
- ④生活の中における対人関係等の経験が不足している児童生徒

## (2) 児童生徒への指導

### ① 子供の特性・傾向を理解する

・特に発達障害の特性・傾向を持つ児童生徒は、自身の感情や行動を認識することが困難なことが多い。暴力行為に対する指導のみでは逆効果になり、更なる暴力行為や二次障害につながる可能性がある。

→暴力行為に至った理由や原因をしっかりと聞き、本人の困り感や気持ちを理解した上で、その児童生徒に合った形で適切な表現方法・行動や気持ちのコントロールの仕方を伝えていく。

### ② 不快感情を安全に抱える力（上手に付き合う力：耐性）を育てる

・不快感情を抱えているときの身体感覚と言葉をつなげ、気持ちと行為の結びつきに気づかせる。そして、不快感情をコントロールして、適切な行動をとれるように、不快感情の抱え方や表現方法を伝える。

→ルールは変えずに、気持ちを受け止めていくことで、不快を感じたり、困ったりしたときに「困っている」と言えるようになることが大切。

## (3) 暴力行為への指導の留意点

### 大前提

いけない行為に対しては、はっきりと「いけない」と伝え、毅然とした指導をする。

学級担任（教師個々）だけで判断や対応せず、学校組織で一貫した対応をする。

### 指導の4つのポイント

#### ① 安全を確保する

・被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒にも安全な場所を確保し、落ち着いて暴力行為について振り返ることができるようにする。その際、加害生徒の保護者から排除ととられないよう、安全な場所で過ごすことの意義を説明し、学校と家庭が協力して取り組む。

・暴力行為の未然防止のために、日常から、学校や学級が安心できる場であるような学級経営を行う。また、家庭においても、児童生徒が安全に落ち着いて過ごせる環境の重要性を、保護者に理解してもらう。

#### ② お互いを尊重する

・指導の際には、児童生徒の人格を否定せず、感情的にならずに冷静に問題行動について指導する。また、児童生徒を一人の人として認め、努力や小さな成長を認める。

・学級活動や道徳教育などで「暴力」について取り上げ、児童生徒が互いの考えを伝え合い、他者との関わりを考える機会を設ける。 ※小学校低学年段階から実施することが重要

#### ③ 責任を取らせる

・自身の間違った行動（暴力行為）に対して、しっかりと責任を取らせる。（相手側に謝罪する等）

※中途半端な指導は、暴力行為の増加にもつながる。

#### ④ 適切な行動を示す

・不快感情を我慢するだけでなく、抱えている不快感情を安全に処理できるようになることで、暴力行為に至らなくなる。児童生徒の発達段階に応じたストレスの対処法や適切な表現方法を指導する。

児童生徒が暴力行為に至るには、自身の性格や発達特性、生育環境等の様々な背景が影響している。したがって、暴力行為に対する指導には、児童生徒の個々の状況に沿った指導を行うことが重要である。また、指導は学校だけが行うのではなく、保護者の理解や協力を得て、合意形成しながら進めることで、より効果的な指導に繋がる。

# 4 医療的観点から見た暴力行為

千葉県精神保健福祉センター次長 精神科医 石川 真紀

## (1) 対応にあたっての留意点

### 【暴力のパターンの例】

- ① **不快なことがある**と暴力で表現してしまう（言語表現ができない、周囲の大人に暴力のモデルがいる、など）
- ② 暴力を振ると**望みが叶ってしまう誤学習**（脅したり暴れたりすると、買ってくれるなど）  
暴力では望みを通さない。具体的表現を教え、言葉で伝えるように励ます。
- ③ **感情の爆発**（パニック）を起こしている「**キレるは心のSOS**」である。  
暴力の陰には怒り、不安、抑うつなどがあり、普段の状況と暴力に至る出来事について考える。

### 【対応の原則】

#### I) 安心できる関係の構築

不安からも攻撃的となるため、関係構築が第一歩である。強みや良さを主軸にポジティブな関係を作る。

#### II) 暴力でなく言葉などによる表現への変更

暴言暴力が身につけてしまうと、将来適応が悪くなる。理由と関係なく一度でも暴力があれば、話し合いを行う。人格自体や良さや強みは認め、「表現だけ」を断固として変える。

##### ① 感情を見つけ言葉にすることを手伝う。

否定されるのではという不安、馬鹿にされたと思って腹が立つ、嫌われていると思って悲しい、うまくできなくて悔しい、また自分が怒られると思って慌てた、うらやましてイライラする、など様々な気持ちが隠れている。「分からない」と答える児童も多いため、具体的に5W1Hを聞くなど、工夫したり、観察したりして一緒に探す。児童生徒によっては、覚えていない、言語表現が苦手、直後は話せないこともあり、そういうこともあると認める。

##### ② 暴力ではない他の方法を教える。

感情の自己コントロールを手伝う。例：気持ちがおさまるまでクールダウンの場所を持つ。自分の気持ちと相手の状況を知り、我慢でも攻撃でもなく丁度良い自己主張の方法、お互いの妥協点を探す方法、などを知り暴力が必要ない状況を作る。家庭や習い事等で暴力的指導があれば避ける。家族の熱意は尊重しつつ、特にできないことへの暴力的しつけは、より暴言暴力を行うようになるなど逆効果であり、暴力を避ける方が将来適応が良いことを伝える。

#### III) 暴力なしで安心して取り組める学校参加方法を作り、スモールステップで始める。

罰としての制限ではなく、保護者と協力して時には参加方法を限定し、徐々に参加を増やしていく工夫も必要である。暴力が起こりやすい時間、場所、人、状況があるなら、暴力が起こらず安心できる活動のみに「一時的」に参加時間を限定し、自宅学習などのサポートする。今後の目標や参加方法を一緒に作る。孤立は、事態が悪化するので、放置にならないよう注意する。対象となる児童生徒も含めて、全ての児童生徒が安心して過ごせる環境の確保が大切である。

例)「他の児童生徒が声をかけるだけで『馬鹿にされた』と誤解して急に怒り暴れる」に対して「休み時間が不安が高まるなら、授業のみ参加し休み時間は安心できる別室で過ごす。自宅学習も併用しながら徐々に時間を増やす。」などの工夫を保護者の協力体制と相談しながら行う。

#### IV) 必要時は精神医療とも協力

何をやっても強い感情の爆発や辛さが続く場合は、抑うつ、不安発作、トラウマ反応、自閉スペクトラムによるパニックや思春期以降は統合失調症初期の強い不安感や恐怖感などの可能性もあり、医療連携が必要となる。

## (2) 保護者との連携に向けた関係づくりについて(早期対話の重要性)

放置した場合に児童生徒の将来が悪化する可能性があるれば、勇気を持って保護者に早期に対話を行う。児童生徒の長所を伝え、それを生かすために暴力による表現を変える必要があることを伝える。その上で、具体的な選択肢を伝える。

例：より良い方法を考えるために家での様子を詳しく聞かせてほしい、学校で観察される状況から本人が考えそうなことを教えてほしい、専門職員や医療と一緒に相談、など。

悪意なくとも暴力暴言が許されることにより、将来の適応が悪くなる。それをなくすことは、子供の未来を大きく変えるため、自信を持って保護者に協力を求めて良いことである。その際は、理由を問わずあらゆる暴力を否定し、優等生が他の子を馬鹿にする言動、保護者の暴言や怒鳴る行為なども含めて、子供の暴力のモデルとなってしまうため、子供の将来のために平等に否定する。保護者の熱意を認めつつ、暴力や恐怖によるしつけは逆効果で記憶力や学力を落とすと説明すると良い。

# 5 暴力行為による法的責任について

千葉県スクールロイヤー 弁護士 大石聡子

## (1) 児童・生徒に関わる法的責任

### 【刑事責任に係る対応】

暴力行為の態様・対象に応じて、暴行（刑法208条）・傷害（同204条）・器物損壊（同261条）に該当するものは刑事責任を問われる犯罪行為である。

- ・警察の捜査が始まるのは、被害者からの被害届または学校からの通報による。
- ・14歳以上は「犯罪少年」として捜査が行われ、検察官により基本的には全て家庭裁判所へ送致される（全件送致主義）。少年事件の約6割は不処分・審判不開始となるが、その場合でも裁判官・調査官による訓戒や指導といった教育的働きかけがなされる。
- ・14歳未満は「触法少年」として児童相談所に通告され、児童相談所による援助措置を受ける扱いとなる。

### 【民事責任：治療費等の損害賠償】民法709条、713条

- ・児童生徒自身が賠償責任を負うのは責任能力（弁識能力）が認められる場合であり、11-12歳が目安となる（絶対的な基準ではないことに注意）。

## (2) 保護者が負う民事責任(民法714条)

- ・児童生徒に責任能力がない場合は、監督義務者である加害者保護者が責任を負うことになる。また、児童生徒に責任能力がある場合でも、監督義務者の監督義務違反に損害発生との因果関係が認められる場合には、加害者保護者が賠償責任を負うこともある。
- ・被害者が法的手続により賠償請求する場合には、児童生徒の責任能力の有無にかかわらず、加害者保護者（親権者）が法定代理人として請求を受けることになる。
- ・被害者側からは、刑事責任は問わずとも、民事責任を追及されることが多く、暴力行為が繰り返される状態ならば、重大な結果に繋がらないよう加害者保護者に監督責任を自覚してもらうことは重要である。

## (3) 学校が負う民事責任

- ・教職員は、児童生徒に対する安全配慮義務があり、個別の違反が認められる場合には民事責任を負うことがある。被害者側からの賠償請求がなされる場合、法的な責任主体は個別の教員ではなく、国家賠償法により市町村または県となる。

### 【学校の関り】・・・判断に迷う場合は、積極的にスクールロイヤーへ相談を

- ・被害者側から加害者側に対するいずれの法的責任追及においても、**学校側の関与は双方の意向連絡に留め**、双方の間に入って調整すべきではない。特に賠償請求においては、被害児童生徒側から、加害者側への請求と並行して、学校に対する損害賠償請求がなされることも少なくないため、学校側は加害者側とも距離を保つ必要がある。
- ・他方で、学校の務めとして、加害児童生徒への指導は継続すべきものであるから、法的責任追及とは別であることを加害側・被害側双方の保護者に説明し、学校における今後の生徒指導方針を伝え、理解と協力を求めたい。
- ・なお、教員が被害を受けた場合は公務災害補償の対象となるが、補償を超える損害については加害者側への賠償請求が必要となる。

本パンフレットは、平成30年3月改定の『規律ある明るい学校環境づくり』（[pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/kiritsuaru.html](http://pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/kiritsuaru.html)）の内容に、専門家の視点を追記したものであり、「2 指導に当たっての基本姿勢」の対策1から対策10の内容については、同資料をご確認ください。

